

社会福祉法人十条龍谷会
(介護予防) 短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十条龍谷会が開設する介護老人福祉施設ビハーラ十条（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

- 第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ビハーラ十条
- (2) 所在地 京都市南区吉祥院南落合町40番4

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は8人とする。ただし、災害時等において定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 2人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 3人以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 55人以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 栄養士 1人

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の利用料の他、別紙に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- 3 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- ① 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費
- ② 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費
- 4 第2項及び第3項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第3項第1号から第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は京都市（南区・下京区・伏見区）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
 - (4) 利用者は、火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (5) 利用者は、建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
 - (6) 利用者は、けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
 - (7) 利用者は、無断で外出・外泊をしないこと
 - (8) 利用者が故意、または重大な過失によって建物、備え付け備品または貸与物品等を破損または滅失した時は、相応分の弁償をさせるものとする。
- 2 前項第3号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(緊急時の対応)

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知決定を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び京都市等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第17条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 職員は、個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスを遵守するものとする。

(虐待の防止)

第19条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれる。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第22条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第23条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 3 事業所は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第24条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第25条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護画及び介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得な

い理由

(4) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

附 則

1. この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。
3. この規程は令和 6 年 6 月 1 日より一部改正する。
4. この規程は令和 6 年 10 月 1 日より一部改正する。
5. この規程は令和 7 年 4 月 1 日より一部改正する。

別紙（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	ユニット型個室 3, 130円/日
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880円/日 第2段階認定者 ユニット型個室 880円/日 (令和7年～8年 1, 170円/日以内) (令和9年～10年 1, 470円/日以内) (令和11年～12年 1, 760円/日以内) 第3段階①②認定者 ユニット型個室 1, 370円/日 (令和7年～8年 1, 540円/日以内) (令和9年～10年 1, 710円/日以内) (令和11年～12年 1, 890円/日以内)
食事の提供に要する費用	朝食 245円/日 昼食 650円/日 夕食 550円/日
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日以内 第2段階認定者 600円/日以内 (令和7年～8年 810円/日以内) (令和9年～10年 1, 020円/日以内) (令和11年～12年 1, 230円/日以内) 第3段階①認定者 1, 000円/日以内 (令和7年～8年 1, 110円/日以内) (令和9年～10年 1, 220円/日以内) (令和11年～12年 1, 330円/日以内) 第3段階②認定者 1, 300円/日以内 (令和7年～8年 1, 330円/日以内) (令和9年～10年 1, 370円/日以内) (令和11年～12年 1, 400円/日以内)
おやつ代	50円/回
厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が 選定する特別な食事を行ったことに伴い必要 となる費用	実費（別途消費税）
電気機器利用料金	テレビを持ち込みされる場合 33円/日 冷蔵庫を持ち込みされる場合 44円/日 上記2機種を持ち込みされる場合 77円/日
理美容代 ※業者の出張によるサービスは、業者の料金表による	カット 1, 500円/回 カット・顔剃り 1, 800円/回 カット・シャンプー 1, 800円/回 カット・シャンプー・顔剃り 2, 000円/回
キャンセル料	利用開始日8日前までに申し出のある場合 無料 利用開始日8日前までに申し出のない場合 1, 760円×日数
再発行手数料	領収書等 210円/1枚
文書作成料	成年後見制度本人情報シート等 3, 000円/1部

